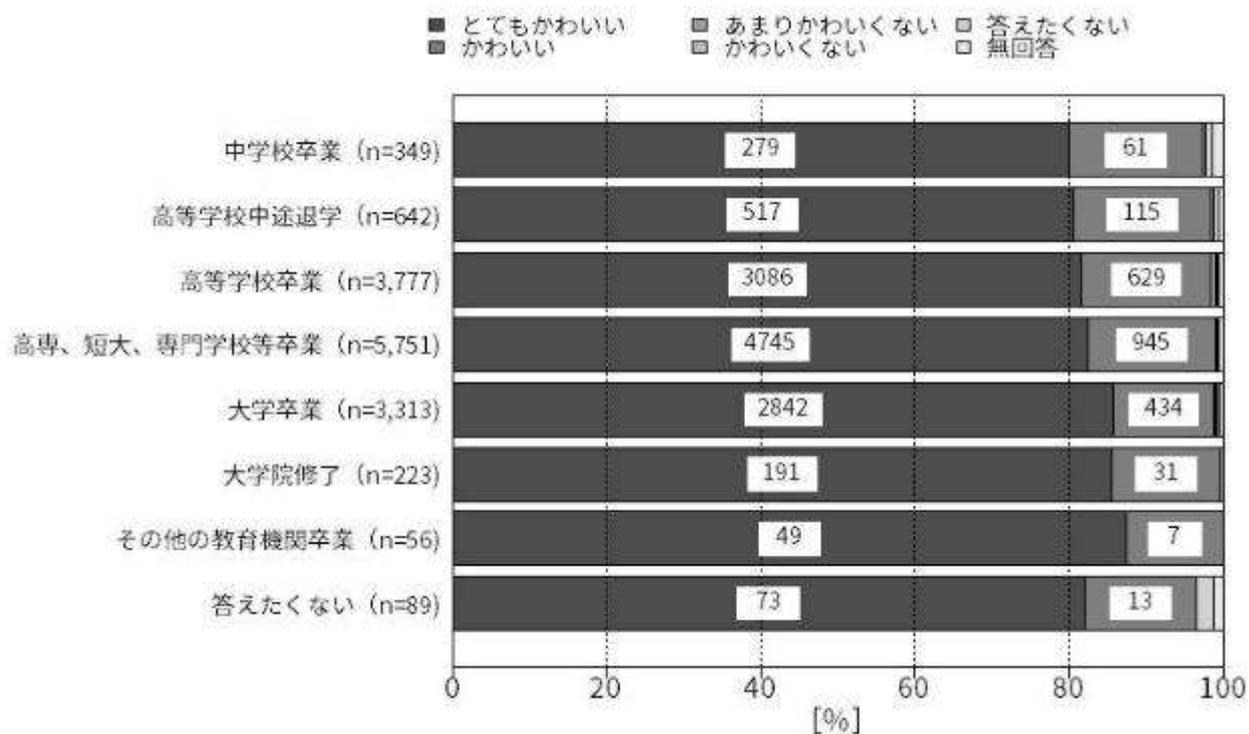


母親の最終学歴別に見た、子との関係（１）子どもをかわいいと思うか（問7×問31-1）

<大阪市 24 区>



<大阪市浪速区>

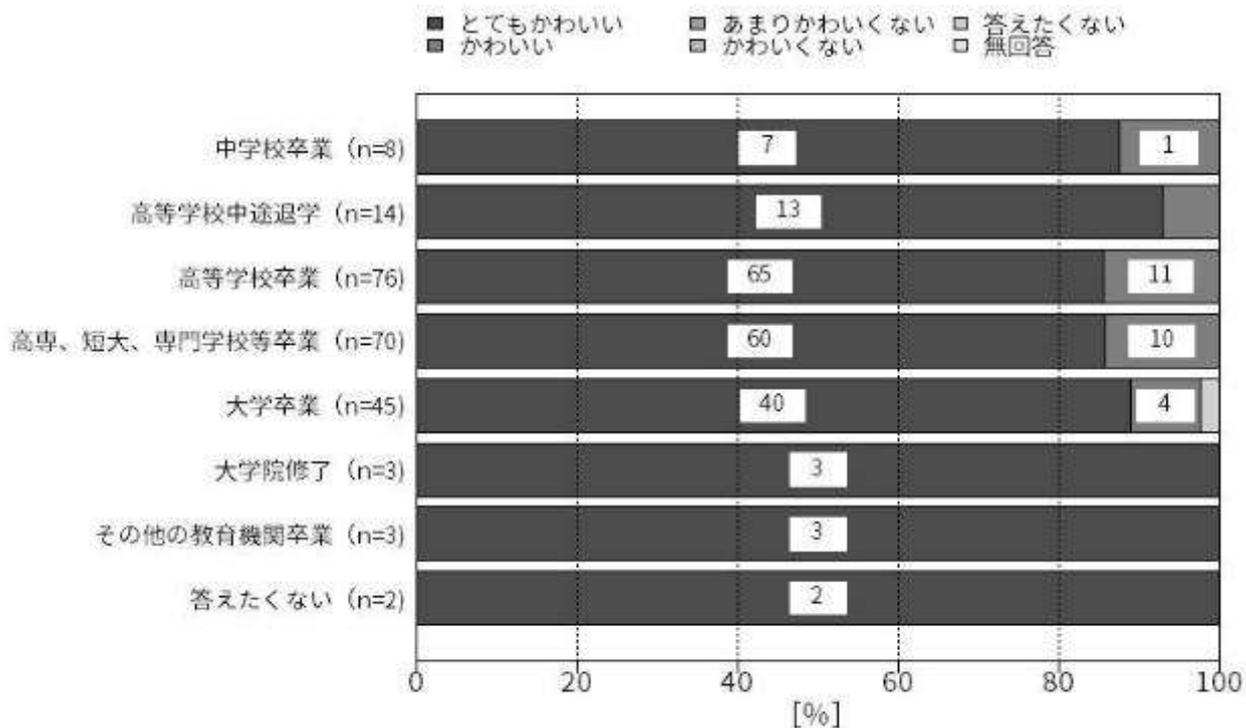
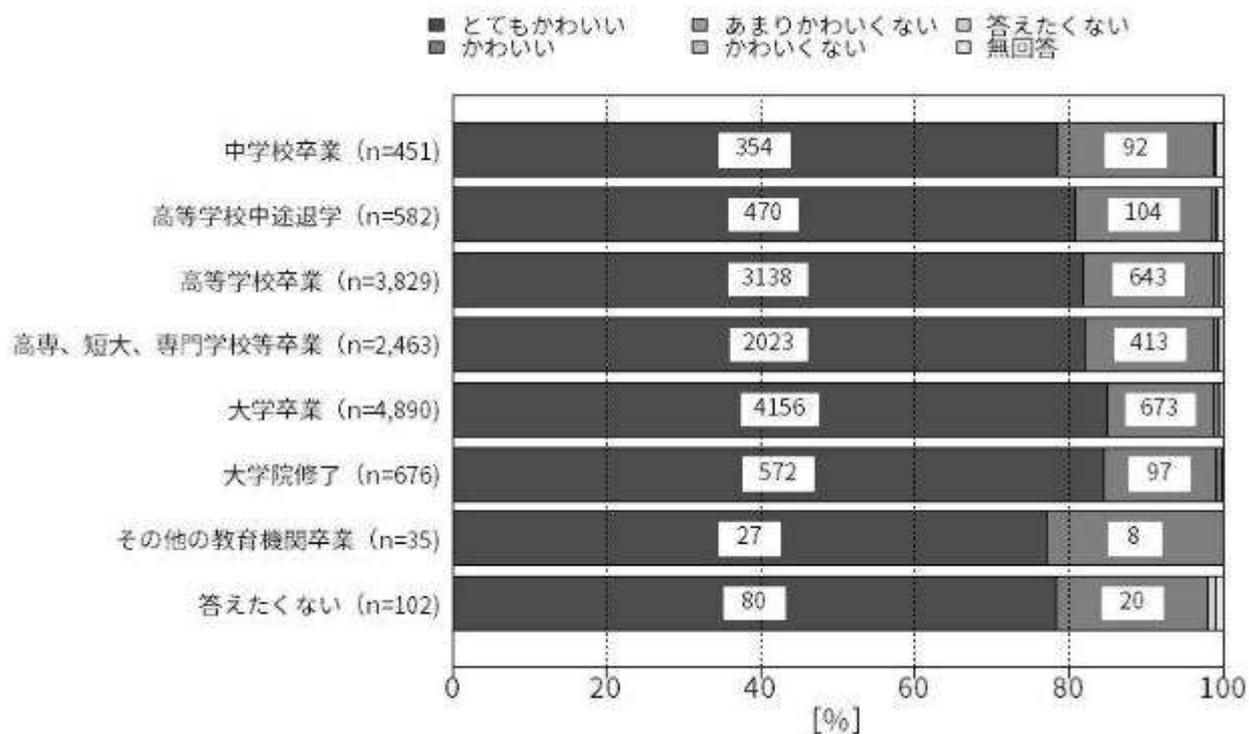


図 165. 母親の最終学歴別に見た、子との関係（１）子どもをかわいいと思うか

学歴が高まるにつれて、子どもを「かわいい」と思う割合が高くなった。

父親の最終学歴別に見た、子との関係（１）子どもをかわいいと思うか（問7×問31-1）

<大阪市24区>



<大阪市浪速区>

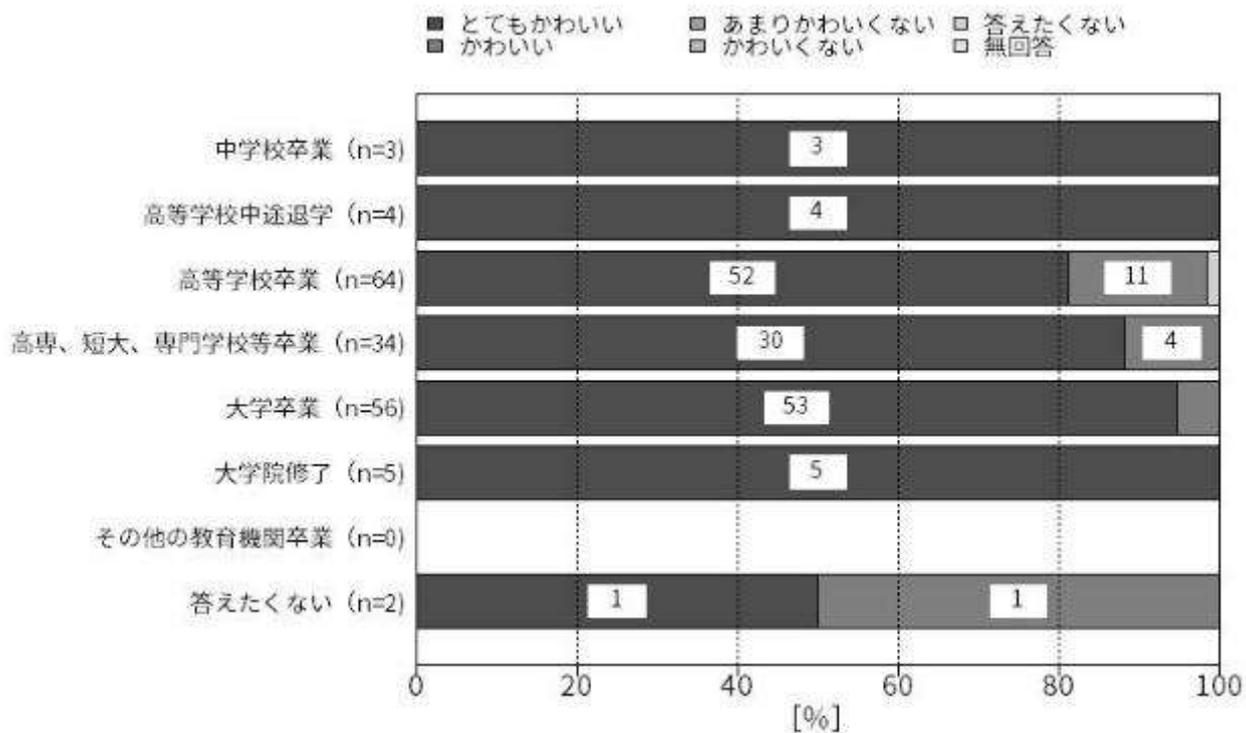
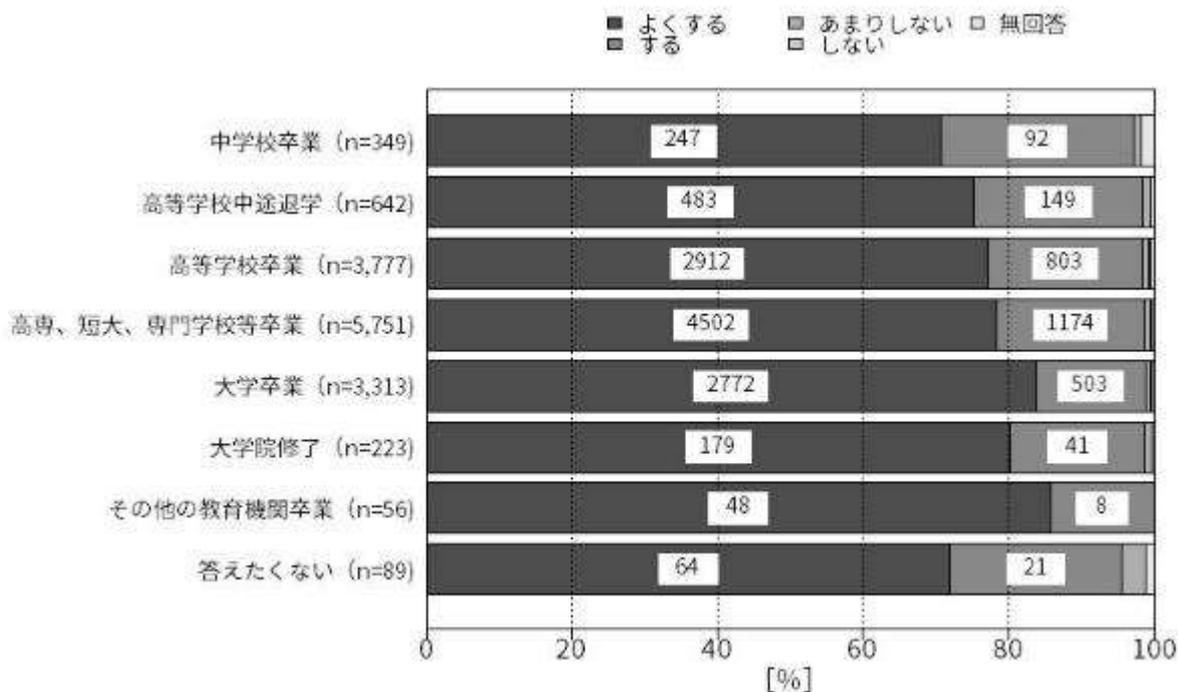


図 166. 父親の最終学歴別に見た、子との関係（１）子どもをかわいいと思うか  
 学歴によって、子どもを「かわいい」と思うことについて大きな差は見られなかった。

母親の最終学歴別に見た、子との関係（２）子どもと会話（問 7×問 31-2）

<大阪市 24 区>



<大阪市浪速区>

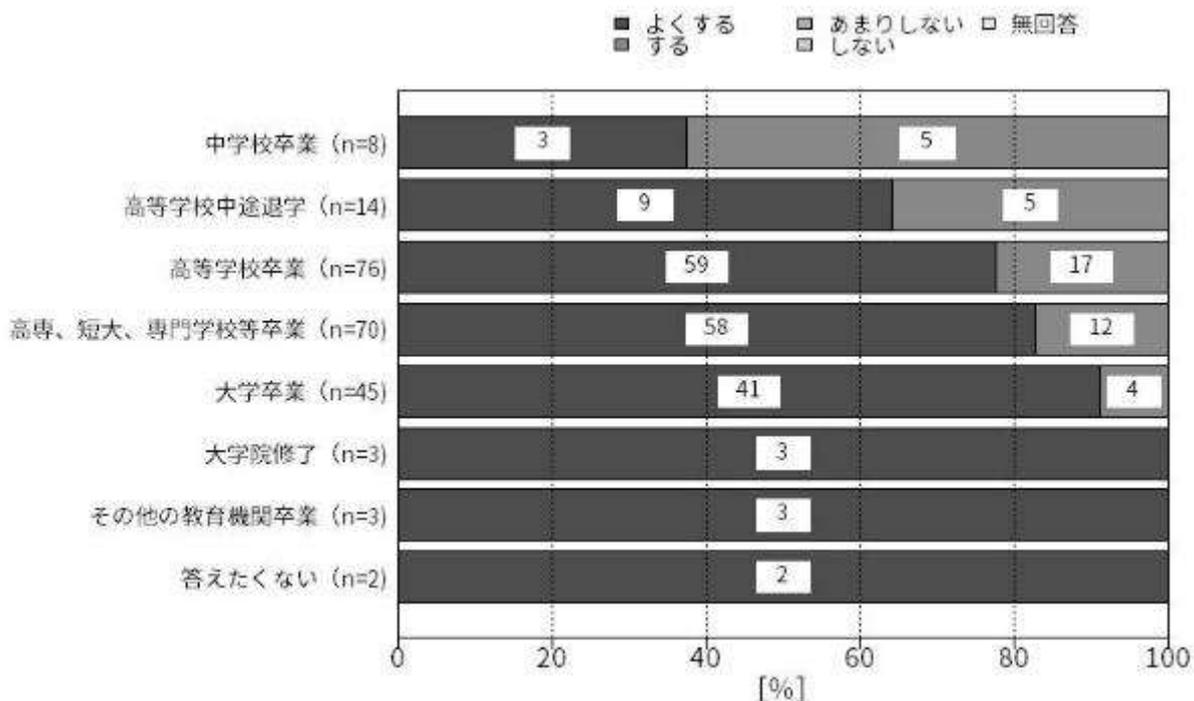
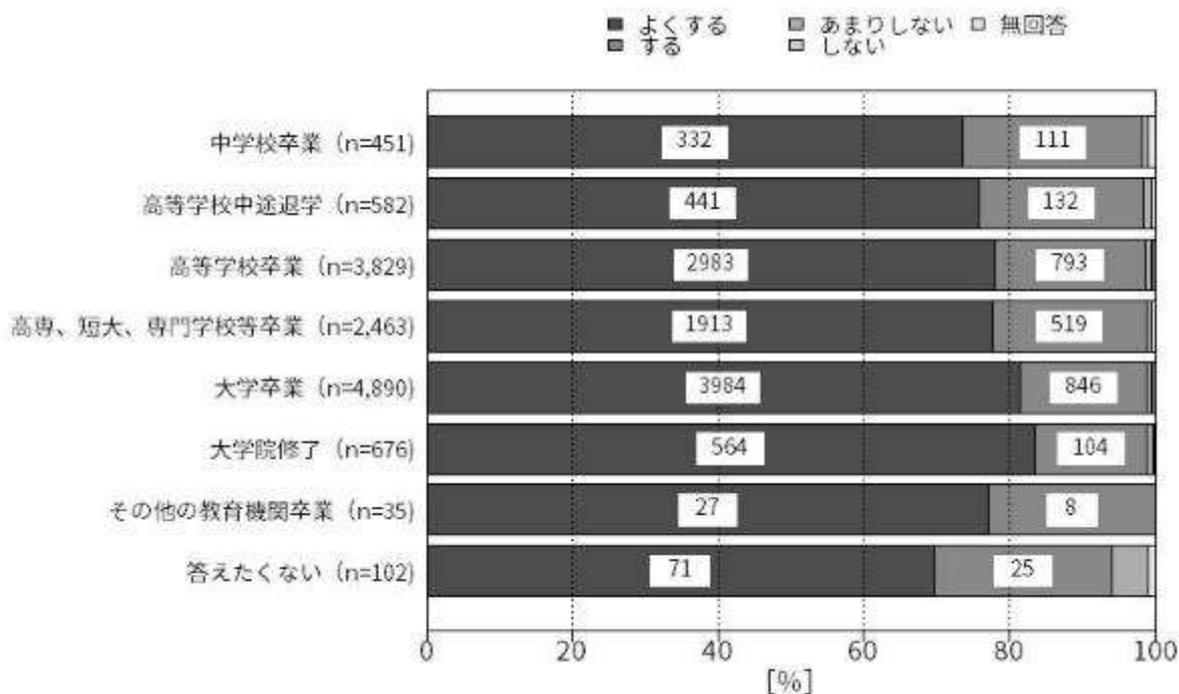


図 167. 母親の最終学歴別に見た、子との関係（２）子どもと会話

学歴が高まるにつれて、子どもと会話をよくする割合が高くなった。

父親の最終学歴別に見た、子との関係（２）子どもと会話（問 7×問 31-2）

<大阪市 24 区>



<大阪市浪速区>

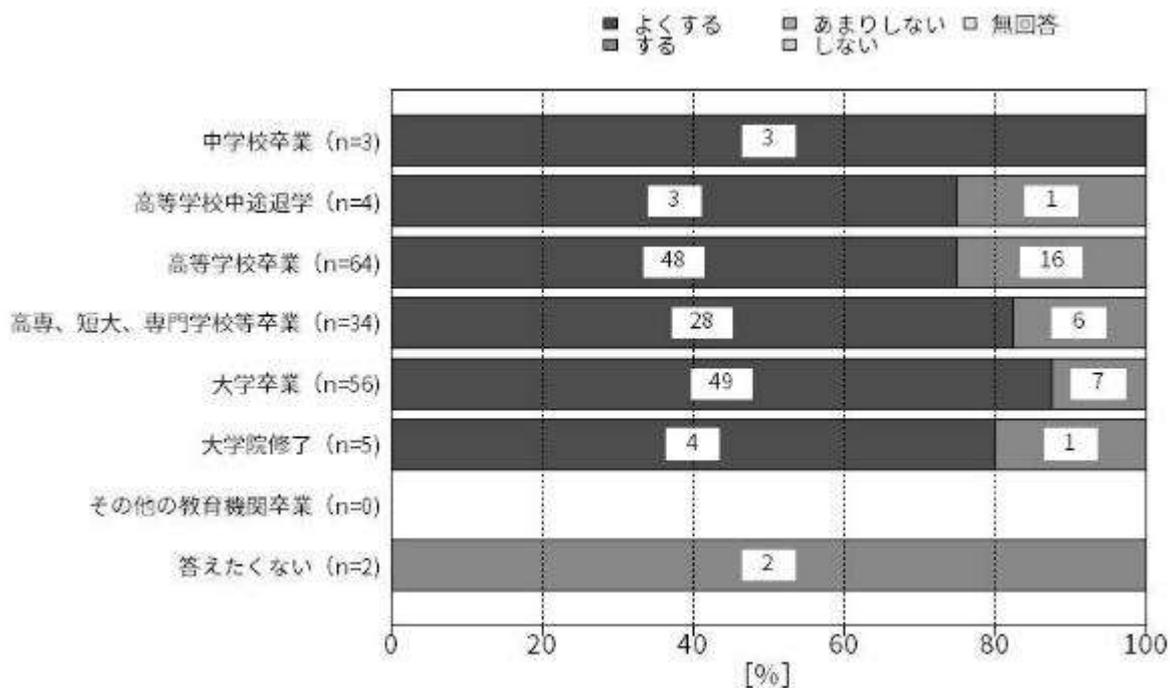
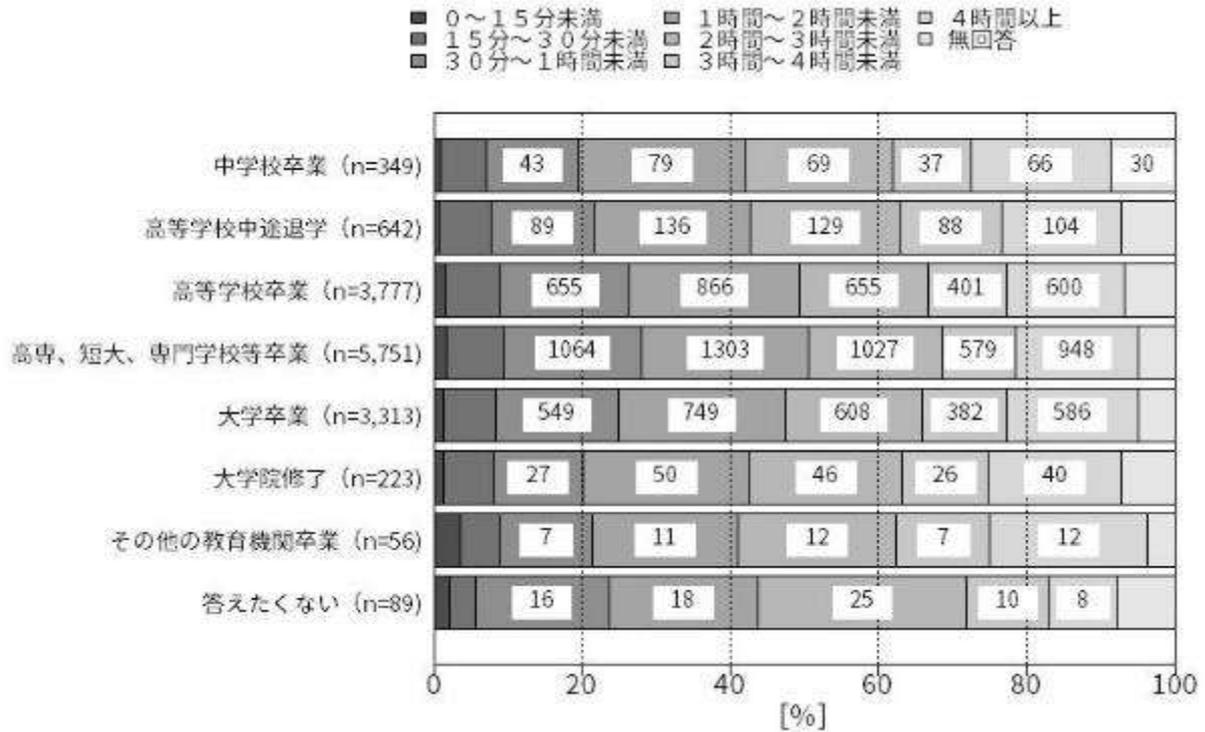


図 168. 父親の最終学歴別に見た、子との関係（２）子どもと会話

学歴によって、子どもと会話をすることについて大きな差は見られなかった。

母親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（平日）  
 （問 7×問 31-3-平日）

<大阪市 24 区>



<大阪市浪速区>

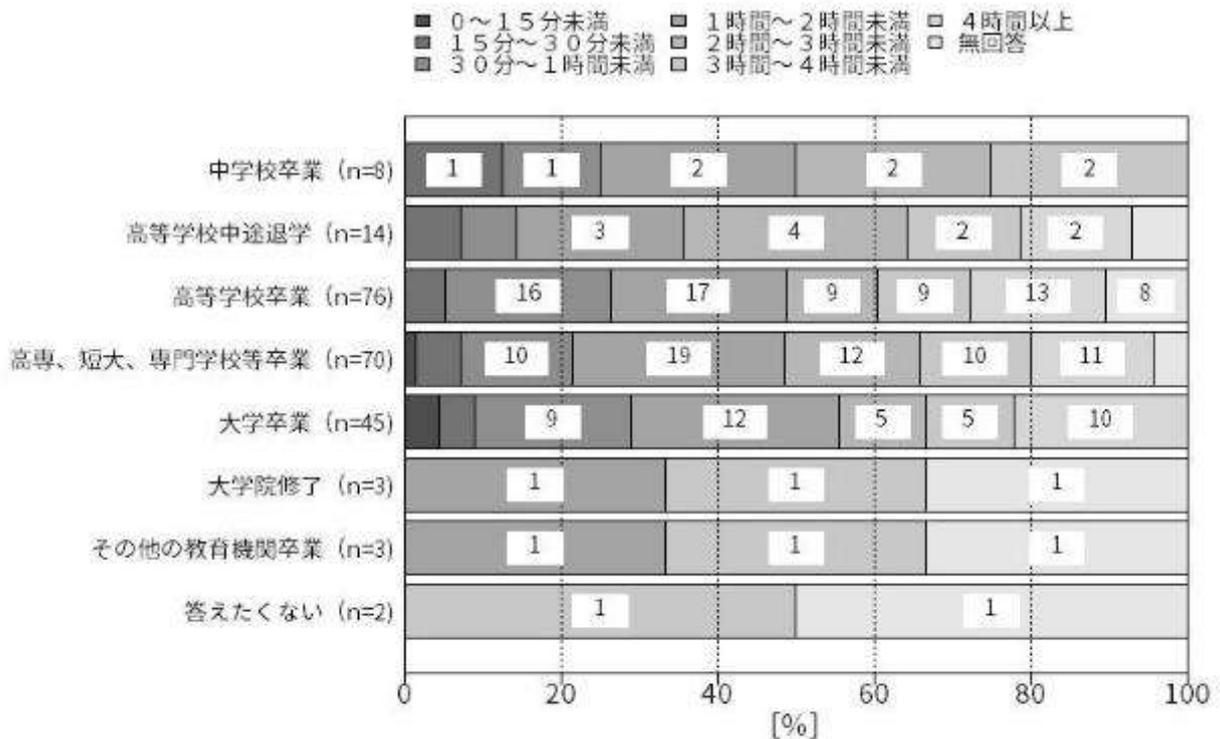
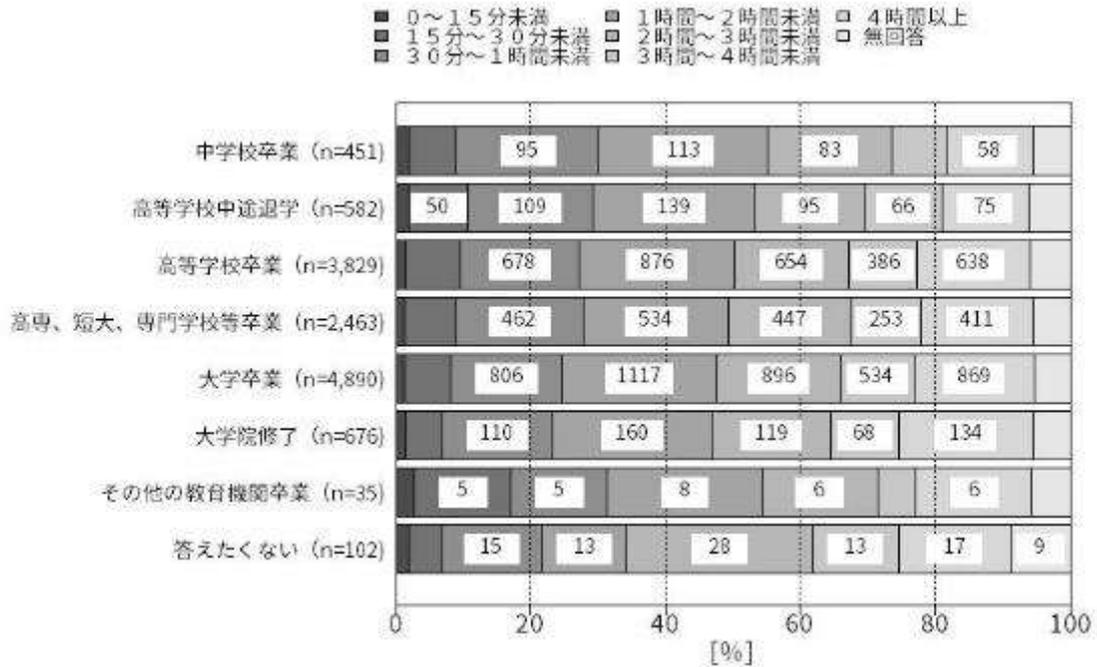


図 169. 母親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（平日）

母親の学歴と子どもと平日一緒にいる時間に関係は見られなかった。

父親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（平日）  
（問 7×問 31-3-平日）

<大阪市 24 区>



<大阪市浪速区>

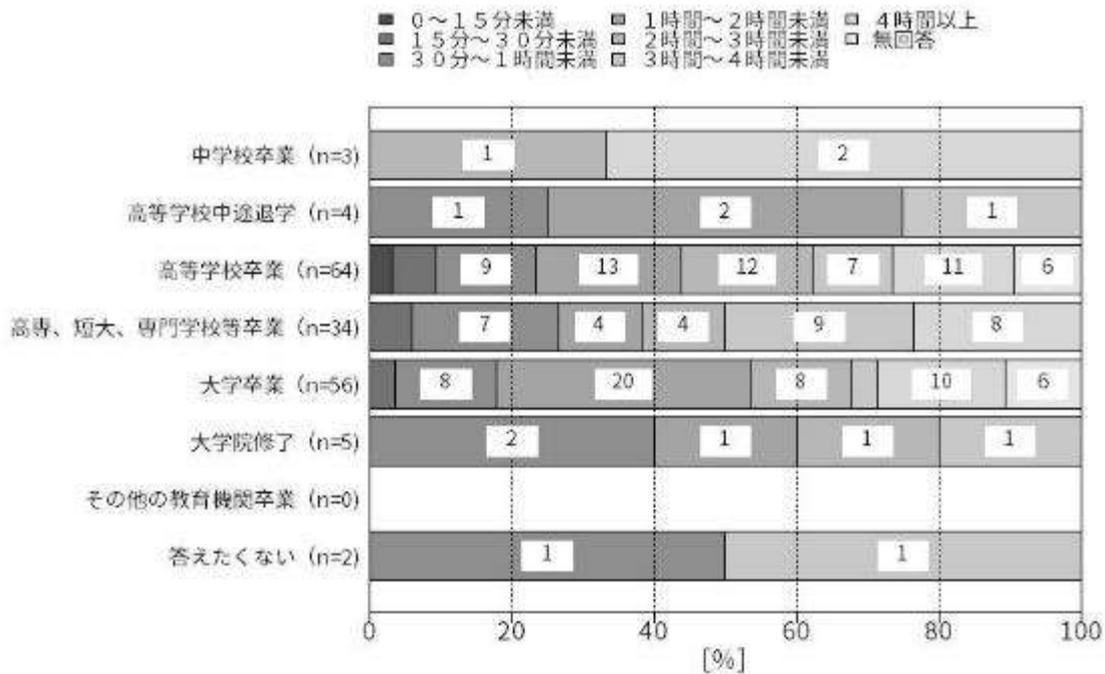
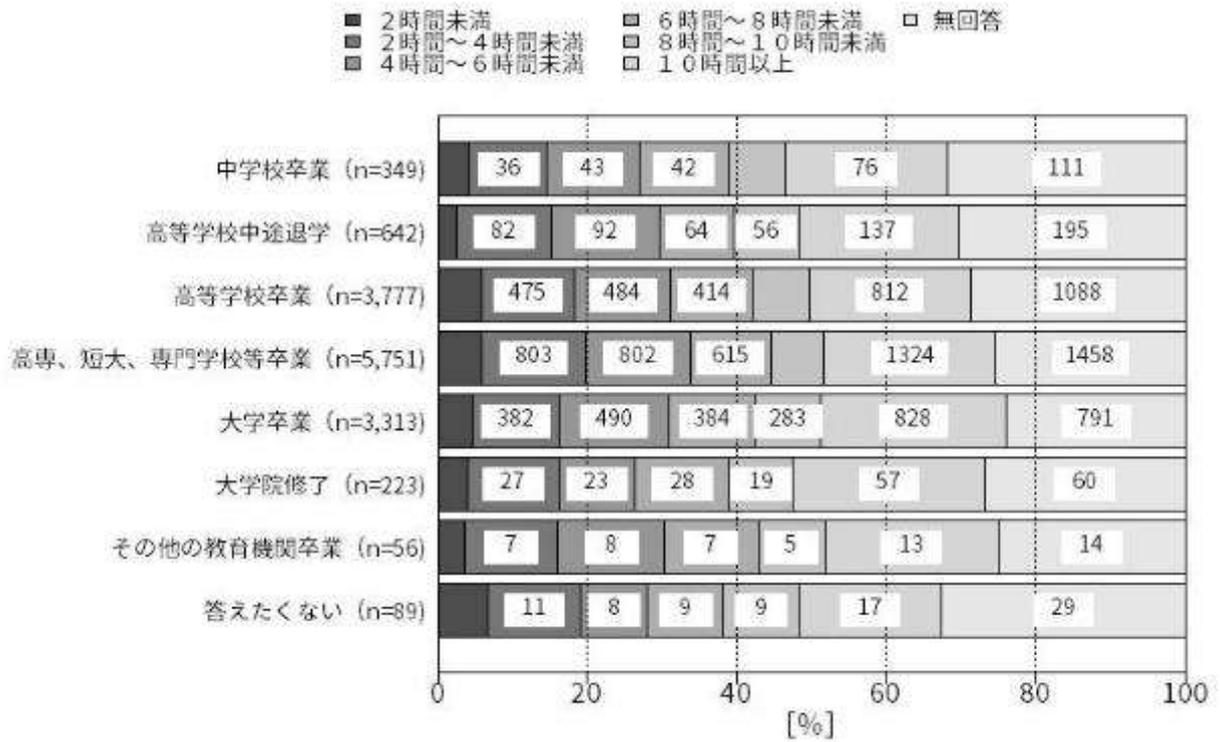


図 170. 父親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（平日）

学歴が高まるにつれて、子どもの過ごす時間が短い割合が低くなる傾向にあった。

母親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（休日）  
 （問 7×問 31-3-休日）

<大阪市 24 区>



<大阪市浪速区>

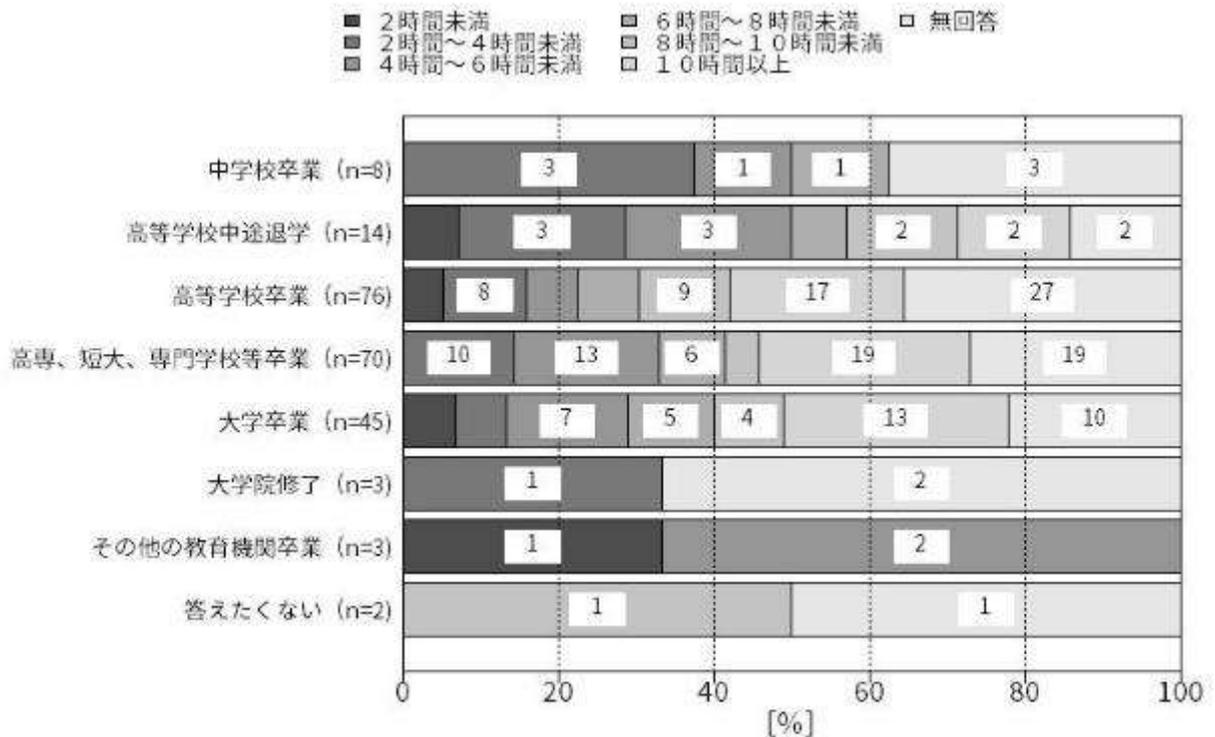
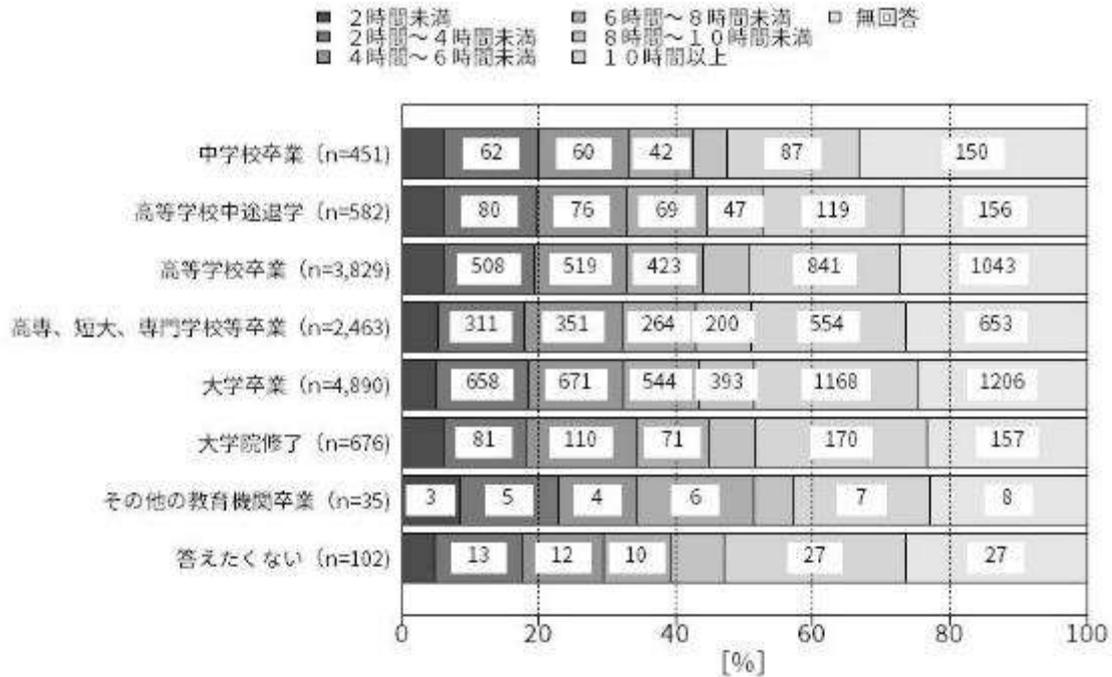


図 171. 母親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（休日）

母親の学歴と子どもと休日一緒にいる時間に関係は見られなかった。

父親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（休日）  
 （問 7×問 31-3-休日）

<大阪市 24 区>



<大阪市浪速区>

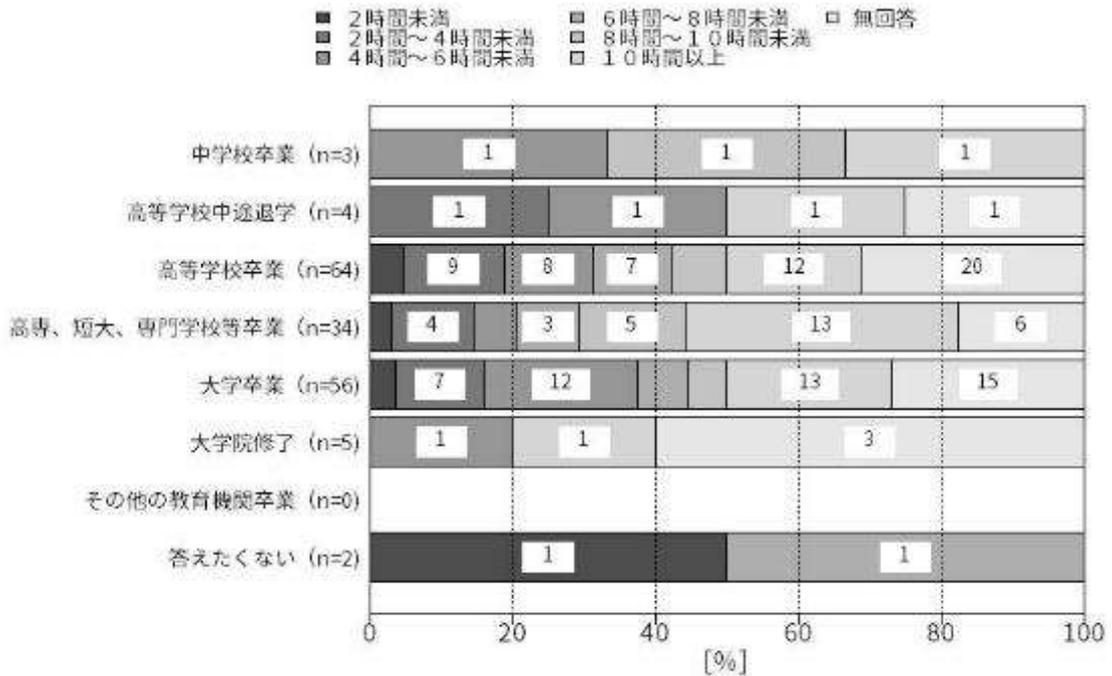


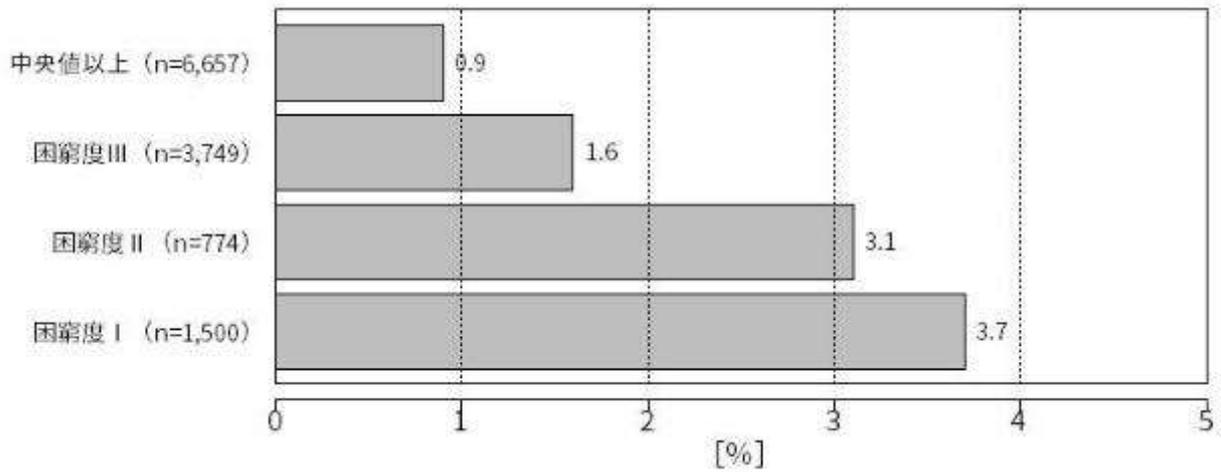
図 172. 父親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（休日）

学歴が高まるにつれて、子どもの過ごす時間が短い割合が低くなる傾向にあった。

### 3-5. 対人関係

#### 困窮度別に見た、相談相手のいない割合（問 35）

<大阪市 24 区>



<大阪市浪速区>

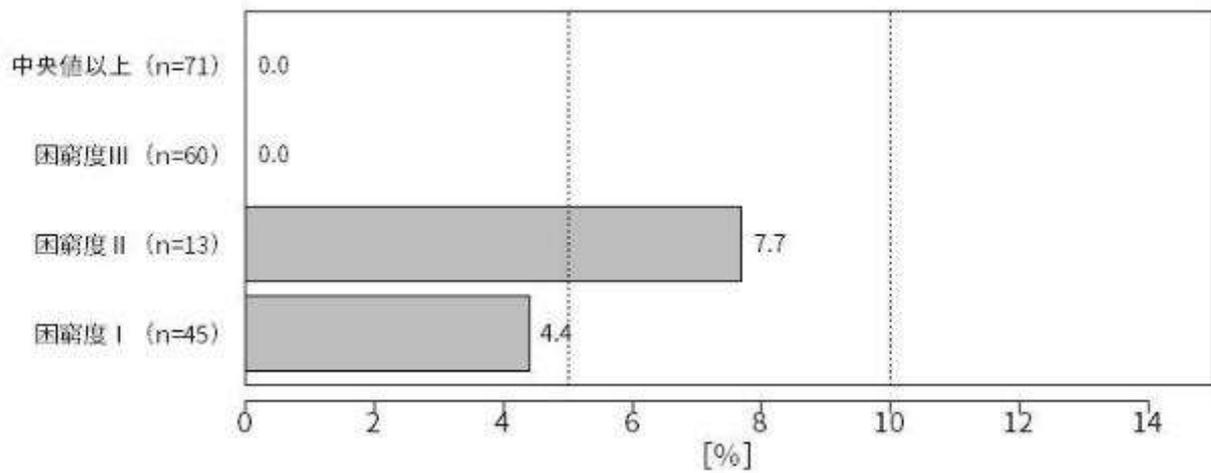
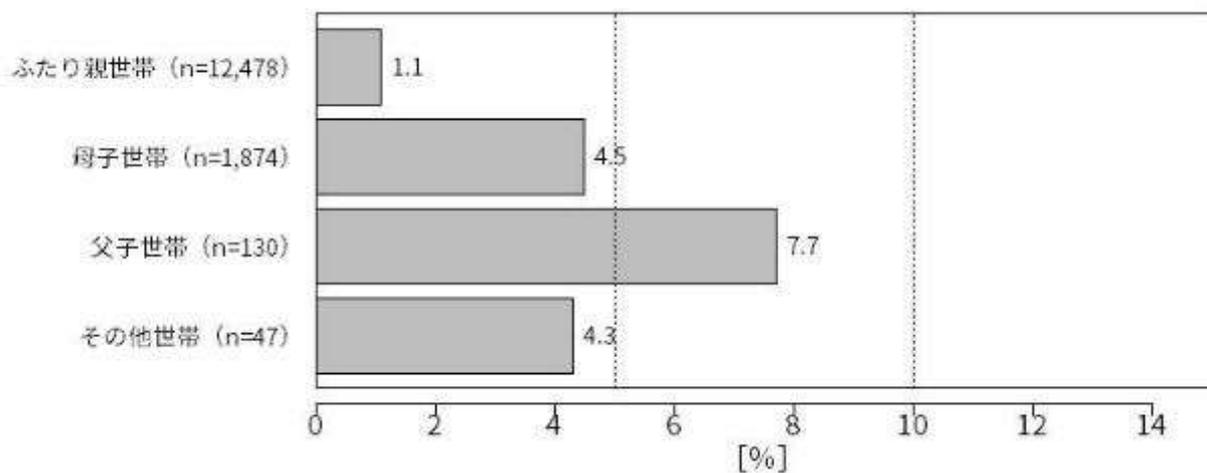


図 173. 困窮度別に見た、相談相手のいない割合

困窮度が高くなるにつれ、「相談できる相手がいない」と回答した割合が高くなっている。

世帯構成別に見た、相談相手のいない割合（問1×問35）

<大阪市24区>



<大阪市浪速区>

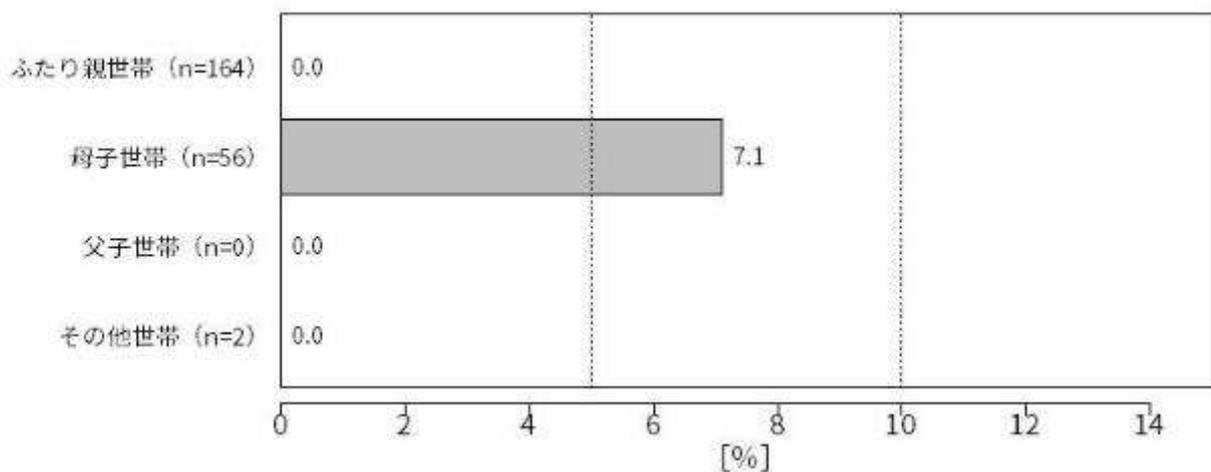


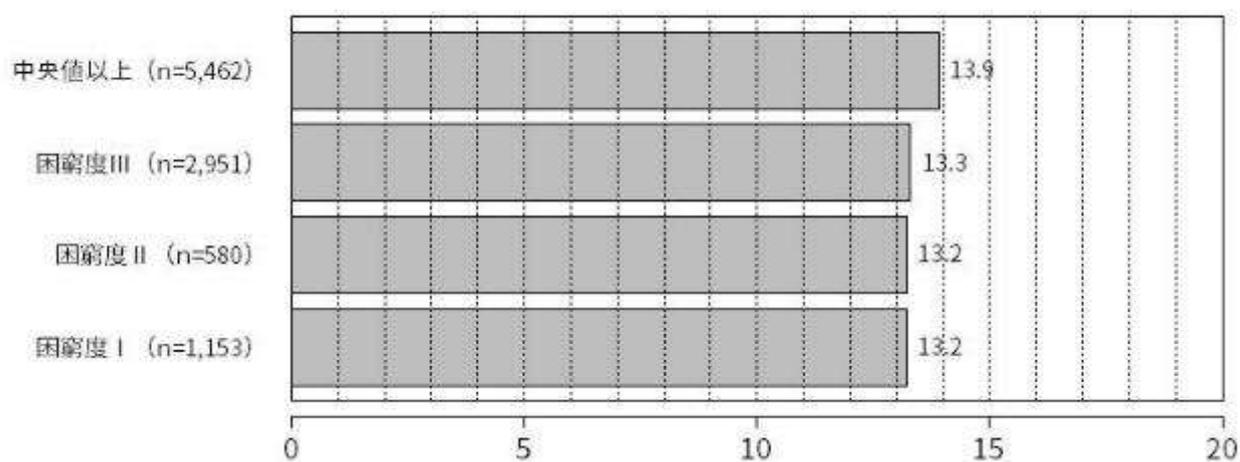
図 174. 世帯構成別に見た、相談相手のいない割合

母子世帯では、ふたり親世帯と比べて「相談できる相手がいない」と回答した割合が高くなる傾向にあった。「相談できる相手がいない」と回答した割合は、母子世帯では7.1%だった。

### 困窮度別に見た、セルフ・エフィカシーの合計得点平均（問 40）

※成田・下仲・中里他（1995）の特性的自己効力感尺度より「自分が立てた目標や計画はうまくできる自信がある」、「はじめはうまくいかない事でも、できるまでやり続ける」、「人の集まりの中では、うまくふるまえない」、「私は自分から友達を作るのがうまい」、「人生で起きる問題の多くは自分では解決できない」の5項目を抽出して使用した。それぞれの項目について、「そう思う」～「思わない」までの4段階で評価させ、5項目の合計得点を大人のセルフ・エフィカシー得点とした。得点が高いほど、自己効力感（セルフ・エフィカシー）が高いことを表す。

<大阪市 24 区>



<大阪市浪速区>

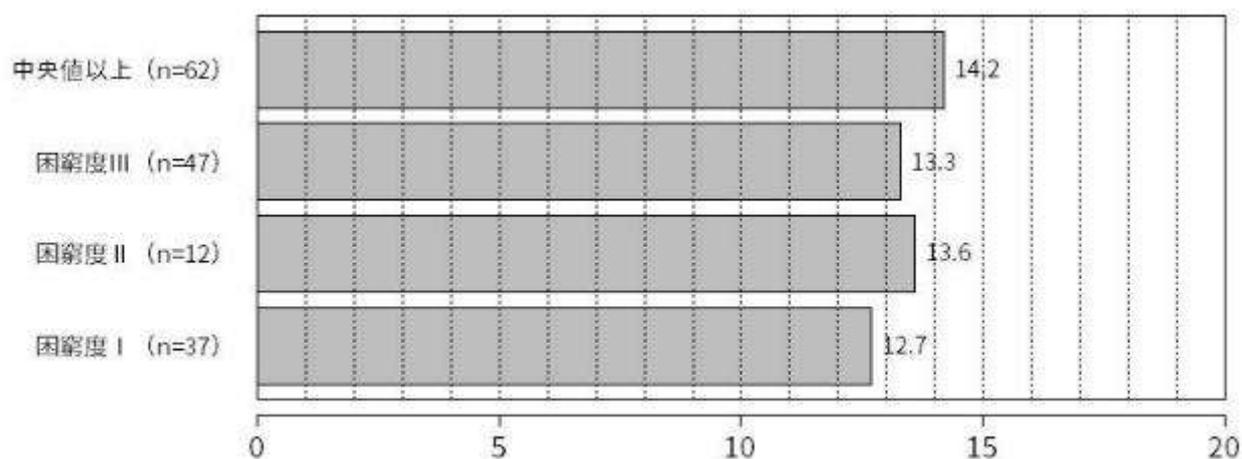


図 175. 困窮度別に見た、セルフ・エフィカシーの合計得点平均

困窮度Ⅰ群ではセルフ・エフィカシー得点は12.7点であった。

### Ⅲ. 課題と方向性

本調査は、調査票の配布と回収状況は学校の協力も得て、回収率が非常に高いものになった。さらに、本区の調査のみならず大阪市は大阪府や複数の府内自治体が共同実施して把握したことによって、回答者数の多さ、および大阪府全域の実態把握という点において意義がある。結果は、すべて傾向としては同様のものであり、大きく子どもの生活実態をとらえる有意義な調査となった。その上で、本報告書では、大阪市と本区について、ともに掲載している。

本調査は、子どもの貧困対策の前提となる実態把握に位置付けられる。まず、新たに子どもの権利に関する条約の精神が明記された、2016年の児童福祉法一部改正による理念と養育責任、子どもの貧困対策の推進に関する法律の条文を前提として確認する。

#### 児童福祉法の抜粋

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律の抜粋

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されること

のない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

### (略)

### (調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

本調査では、子どもの生活実態を把握する際に、大きく2つのことを意識して分析を行った。第一に、調査対象者を OECD の定める等価可処分所得の中央値の 50%基準を単一の「ものさし」とし、そのみで線引きをすることを避けることとした。国が定める相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の 50%未満の割合）は、国際比較のため OECD 等で用いられてはいるが、EU（ヨーロッパ連合）など 60%基準を用いる国もあることから、複数の「ものさし」を用いることとした。最終的に、困窮度を4区分し、分析を行った。そのことによって、例えば、国が定める貧困線（中央値の 50%未満）には含まれないものの、経済的理由によってさまざまな生きづらさを抱える子どもと保護者の生活実態を明らかにできたと考えている。第二に、等価可処分所得の算出の際に、国の基準の金額をそのまま大阪府内の自治体に当てはめるのではなく、調査対象者の回答から自治体ごとの等価可処分所得を算出したことである。相対的貧困の考え方は、「その地域で標準的に行われていることが欠けている状態」を指すことから、国の

基準を当てはめるのではなく、その自治体ごとの「ものさし」を用いて困窮度を算出することとした。

大阪市は、中央値が238万円、国の定める基準で行くと相対的貧困率は15.2%（大阪府内全自治体：274万円、14.9%）であった。中央値の「50%未満」を困窮度Ⅰ、「50～60%未満」を困窮度Ⅱ、「60%～中央値未満」を困窮度Ⅲ、「中央値以上」、の4つに区分した。以下、貧困を経済的資本、人的資本（ヒューマン・キャピタル）、社会的資本（ソーシャル・キャピタル）の3つの欠如でとらえる立場に立って、本区の調査結果を検討する。

## 1) 経済的資本の欠如

まず、経済的資本に着目し、物的資源や生活に必要な資源（現金やサービス、住宅、医療などを含む）が充足されているかどうかを焦点をあてた。

経済的理由で生じた生活上の困難についての質問項目は、現在の日本社会において、「通常であれば可能な生活」を基準に設定している。該当する項目の平均数は、中央値以上の群では2.3個に対して、困窮度Ⅰでは6.0個であった。そして、「どれにもあてはまらない」という回答は、中央値以上の群では42.2%であったが、困窮度Ⅰの群では2.2%の世帯にとどまった。困窮度が深刻化するにしたいがい、経済的理由から生活面での困難が増す傾向にあることが示されている。

各項目を見ても、その傾向は明らかである。困窮度Ⅰの群では、「電気・ガス・水道などが止められた」という回答は10.9%、「家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある」、「電話など通信料の支払いが滞ったことがある」は17.4%となっている。中央値以上の群では、これらの回答の割合は5%以下であり、生活面で大きな格差が存在することが示されている。さらに、「国民年金が支払えなかった」という回答は、困窮度Ⅰの群で21.7%となっている。現在の経済的状況を示すだけでなく、保護者の老後の生活困窮を示唆するデータであり、看過できないものである。経済状況は、親の心理的な面にも影響していることが回答から明らかになった。「生活の見通しがたたなくて不安になったことがある」という回答は、中央値以上の群が10.9%なのに対し、困窮度Ⅰでは39.1%となっている。

困窮度別に心身の自覚症状（子ども）をみると、中央値以上群と困窮度Ⅰ群間で差が大きい項目に着目しながら、困窮度Ⅰ群の数値を挙げると、「ねむれない」18.6%（中央値以上群に対して、1.7倍、「イライラする」41.9%（1.5倍）、「歯がいたい」7.0%（1.7倍）となり、困窮度Ⅰ群において高い項目が複数みられた。さらに、中央値以上群と上記の項目ほどの差はないものの、困窮度Ⅰ群では、「やる気が起きない」30.2%（1.2倍）など、心理的・精神的症状を示す項目での割合の高さも無視できない。これらの心身の自覚症状が学習状況に影響を与えていることが推測される。

困窮度別に心身の自覚症状（保護者）を見ると、多くの項目において、困窮度が高まるにつれ、自分の体や気持ちで気になることのそれぞれの項目が高くなっている。特に困窮度Ⅰ群に着目して、中央値以上群との差が大きい順に挙げると、「よくおなかがいたくなる」10.9%（中央値以上群に対して、3.5倍）、「聞こえにくい」8.7%（2.8倍）、「ものを見づらい」17.4%（2.8倍）となっている。つづいて、「不安な気持ちになる」32.6%（1.9倍）、「よく腰がいたくなる」37%（1.4倍）という影響もみられた。

困窮度別に将来への希望や、ストレスが発散できるものがあるか、幸福度に関する設問では、困窮

度が高まるにつれて、否定的な回答の割合が高まる結果となった。

不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことが「よくある」と回答する割合は、困窮度Ⅰ群が15.2%と最も高くなっている。

困窮度別に保護者の定期的な健康診断の受診を見ると、「受診あり」の回答の割合は中央値以上群がもっとも高く、困窮度が高まるにつれて、受診率が低下する傾向が見られた。定期的な健康診断を容易にする雇用環境、心理的・時間的余裕などが受診率の差に表れているといえる。

本調査では、雇用形態が、所得階層の分布に反映されていることが示されている。すなわち、中央値以上の群では、正規雇用が79.2%であったのに対して、困窮度Ⅰの群では、25.0%にとどまっている。なお、正規雇用であるにもかかわらず困窮度Ⅰの群になるという点は、ワーキングプアの問題や他の問題を示唆している可能性があり、更なる調査が求められる点であろう。

結果からは、困窮度が高い群ほど学歴が低い傾向がみられた。中卒、高校中退の割合をみると、父親の場合、中央値以上の群では中学卒が1.6%、高校中退が6.3%であったのに対して、困窮度Ⅰの群では中学卒が6.5%、高校中退は8.7%、母親の場合、中央値以上の群では中学卒が4.7%、高校中退が3.1%であったのに対して、困窮度Ⅰの群では中学卒が10.9%、高校中退は6.5%であった。なお、学歴が高い群ほど正規雇用の割合が高くなっていた。

世帯構成と就労状況の関係を見ると、ふたり親世帯と比べて、母子世帯では非正規雇用の割合が高くなる。ふたり親世帯における非正規雇用の割合は5%未満であるのに対し、母子世帯は39.6%であった。困窮度Ⅰの群に属する世帯では、主たる生計維持者が母親である場合が最も多かった。

さらに、正規雇用の世帯の群の30.1%では貯蓄ができると回答したのに対して、非正規雇用の群で貯蓄ができると回答した世帯は4.2%にとどまり、半数以上が赤字と回答している。就労状況別に自分の体や気持ちで気になることの該当数を見ると、「正規群」、「自営業」に対して、「非正規群」群において、自分の体や気持ちで気になることの該当個数が増える結果となった。

社会保障給付の利用状況についてみると、困窮度Ⅰ群において、すべての子どもが受給するはずの児童手当が8割にとどまっているのが本区の特徴である。困窮度別に就学援助費の受給率を見ると、困窮度Ⅰ群で63.0%、Ⅱ群で56.3%となっている。全体の傾向は市全体と大きな差はない。ひとり親世帯対象の児童扶養手当の利用状況については、困窮度Ⅰにおいて「受けたことがない」との回答も見られる。生活保護の受給率では、困窮度Ⅰ群においては「受けている」と回答した人は19.6%にとどまった。以下、生活保護世帯における特徴を挙げる。生活保護世帯は、生活を「楽しんでいない」、将来に対しては、「希望が持てない」、ストレスを発散できるものが「ない」、「幸せだと思わない」、「相談できる相手がない」との回答が生活保護を受けたことがない世帯よりも高い結果が示されている。また生活保護世帯では、不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことが「よくある」と回答した割合はそれ以外の世帯よりも高く、子育て支援の必要性が示されている。さらに、子どもとの関係における生活保護世帯の特徴は、おうちの大人の人に宿題（勉強）をみてもらうことが「まったくしない」など、大人との関わりが少ない傾向が確認されている。また、授業時間以外に勉強を「まったくしない」と回答した子どもの割合も少なく、「学習塾等、習い事はしていない」と回答した子どもの割合も高い。生活保護世帯では、学校の勉強を「あまりわからない」「ほとんどわからない」

の合算した割合と回答した子どもの割合は4割近くに達している。子どもの自己効力感（セルフ・エフィカシー）が低い。親の子どもに希望する進学先の希望が低い。子どもも、進学希望が低い。養育費の受給状況についてはサンプル数が少ないため言及しない。

母親回答者を対象として、困窮度別に初めて親となった年齢を見ると、困窮度が高まるにつれ、10代の割合が高まる。10代と回答した人の特徴は、中卒および高校中退の割合が高い、非正規の割合が高い、などが挙げられる。

「赤字である」と回答した人の割合を住居別に見ると、府営・市営の住宅（45.6%）、民間の賃貸住宅（46.3%）で高かった。また、持ち家に住む人で「赤字である」と回答した割合は19.5%であった。「貯蓄したいが、できていない」と回答した人の割合を住居別に見ると、府営・市営の住宅（77.2%）、民間の賃貸住宅（61.3%）で高かった。また、持ち家に住む人で「貯蓄をしたいが、できていない」と回答した割合は39.0%であった。

以上から導き出される政策課題は、経済的に困窮している世帯を確実に各制度につながる仕組みづくりが求められていることである。各制度の利用率を改善するための取り組みを行う必要がある。制度やサービスが利用の拒否や認知度の低さなどから、必要な人に届いていない現状がある。各制度の受給要件はそれぞれ異なるため単純に比較はできないが、特に生活保護世帯の受給率は、他の制度と比較してきわめて低く、捕捉率の改善が求められる。

また、医療費の負担を軽減する施策として、子ども医療費助成制度の拡充や国民健康保険料および利用者負担の減免などの拡充が求められる。また、子育て世帯への家賃負担の軽減など、住宅費の負担を軽減する施策も重要といえる。さらに、困窮度が高い群では、家計が赤字の割合が高い。児童扶養手当や生活保護制度等の経済給付は、国の施策ではあるが、給付水準の引き上げや受給要件の緩和なども必要であり、国に対する地方自治体からの働きかけが求められている。

就労所得を増やすためには、安定した雇用の確保が不可欠であり、子育て世帯の就労について地域の企業等との連携が重要である。雇用については、賃金だけでなく、勤務時間など子育てに配慮した働き方の保障が求められている。

また、住宅の状況と経済的苦しさとの関連が明らかになった。特定の住宅の所有形態が特定の地域に集中することが多いことから、地域ごとの取り組みが求められている。特に、公営住宅が集中する校区では、小学校や子育て広場、保育所、幼稚園などで教育的支援、社会的支援を重点的に実施することなどが必要である。

本調査では、若年で出産した親やひとり親世帯など優先して支援すべきグループが明確になった。経済的支援策と同時に学び直しや資格取得等の就労支援策を一体的に実施することが求められている。また、ひとり親世帯については、養育費の確保のための取り組みをそれぞれの家庭の実情に合わせて進めていくことが必要である。経済給付は、世帯それぞれを対象にしており個別支援になりがちであるが、とりわけ困窮度が高い地域においては、地域を支援の単位として設定し、後述するような孤立する保護者同士をつなげる支援や子どもの養育や関心を高める支援と連動させて行うことを検討する必要性が示されている。

## 2) ヒューマン・キャピタルの欠如

世帯の経済状況は、子どもの生活にも影響を与えていることが結果から示された。たとえば、困窮度 I の群では、「子どもを医療機関に受診させることができなかった」という回答が 6.5%、「子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」が 21.7%となっている。しかし、中央値以上の群では、こういったことを体験している世帯は 1.6%であり、子どもを取り巻く状況の格差が示されている。他にも、所得の差が学習面での機会の差となって出現する傾向がみられた。中央値以上の群では、「子どもを習い事に通わすことができなかった」が 1.6%、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」が 4.7%であったのに対し、困窮度 I の群ではいずれも 19.6%であった。機会の差は、他の面にも及んでいる。たとえば、「家族旅行（テーマパークなど日帰りのお出かけを含む）ができなかった」に対する回答は、学校外での子どもの多様な「体験」の機会の格差を示す項目であるが、中央値以上の群が 9.4%であったのに対して、困窮度 I の群では 39.1%に達している。さまざまな機会の格差は、子どもの成長や将来選択の場面に対して影響を与える可能性があるため、注意する必要があるだろう。なお、子どもの将来のために貯蓄をしている世帯は、中央値以上の群で 71.9%なのに対して、困窮度 I の群では 15.2%にとどまっている。

おうちの大人との関わりを見ると、困窮度が高くなるにつれて、朝食を一緒に摂ることが「ほとんど毎日」と回答する割合が減少する。また宿題をみてもらう、一緒に文化活動をするに関しては困窮度を問わず「ほとんどない」または「まったくない」と回答する割合少なくとも 6 割程度存在した。困窮度別に朝食の頻度を見ると、困窮度が高くなるにしたがって、「毎日またはほとんど毎日」朝食を食べる頻度が減る傾向が見られた。困窮度 I 群では、2.3%が「毎日またはほとんど毎日」朝食をとっていないと回答した。

朝食の頻度別に子どもの自己効力感（セルフ・エフィカシー）の得点を見ると、「毎日またはほとんど毎日」朝食をとっていると回答した人では、18.5 であるのに対して、「週 5 回以下」では、17.3 と、「毎日またはほとんど毎日」朝食をとっていると回答した人のほうが「週 5 回以下」の人よりも子どもの自己効力感（セルフ・エフィカシー）が高い結果となった。

次に子どもの学習については、困窮度が高まるにつれて、1 日当たりの勉強時間に関し「まったくしない」と回答する子どもの割合は増加する傾向にあり（中央値以上群では 7.9%、困窮度 I 群では 18.6%）、それに関連して学校の勉強について「あまりわからない」「ほとんどわからない」と回答する子どもの割合が増加する（中央値以上群では 9.5%、困窮度 I 群では 25.6%）。

また、生活習慣との関連で勉強と読書の習慣を見ると、起床時間が決まっていない子ども、朝食を摂るのが週 5 回以下の子どもにおいては、勉強・読書ともに「まったくしない」・「30 分より少ない」回答の割合が高く、特に同じ時刻には起きていない子どもにおいては、授業以外の勉強時間は「まったくしない」と回答した割合は 31.8%と高かった（同じ時刻に起きている群は 11.1%）。

子どもの将来に関して、困窮度が高まるにつれて「考えたことがない」と答える子どもの割合が増加する傾向にあった（中央値以上群では 7.9%、困窮度 I 群では 9.3%）。保護者の回答では困窮度が高まるにつれて「大学・短期大学」までと答える割合が減少し（中央値以上群では 68.8%、困窮度 I 群では 45.7%）、

「高校」までと答える割合が増加する（中央値以上群では 21.9%、困窮度Ⅰ群では 34.8%）傾向にあった。

子どもの遅刻状況について「遅刻はしない」と答えた割合は、困窮度Ⅱ群を除きいずれの群においても 70%程度であった。週 1 回以上遅刻する子どもに着目すると、保護者と子どもの関わりにおいて、朝食を一緒に食べたり、夕食を一緒に食べたり、学校の話をしたり、社会の話をしたりすることが「ほとんど毎日」と回答する割合が、遅刻はしない群に比べ低かった。また遅刻はしない群に比べて週 1 回以上遅刻する子どもは「おうちのこと」「学校や勉強のこと」「自分のこと」「友だちのこと」で悩んでいることが多かった。

以上の調査結果を参考に政策課題を挙げる。困窮度によって、まず、食生活等、基本的な生活習慣に対するケアを必要とする子どもが一定数いることが確認された。学習の理解や勉強時間など、困窮度による学習面での格差が見られた。また、困窮度は、子どもの心身の状況、および保護者の心身の状況にも影響を与えており、医療的ケアの必要性も示された。学校内だけではなく、学校外での塾や習い事、文化活動など、大人と関わるさまざまな社会活動を体験する「機会」の格差を縮小する施策が求められている。これらのさまざまな機会を提供する「居場所づくり」の必要性を根拠付けるデータが得られたといえる。

### 3) ソーシャル・キャピタルの欠如

子ども・保護者の社会的な対人関係について、困窮度や世帯構成などの視点から結果を述べる。子どもが放課後に過ごす場所に関し、困窮度が高まるにつれて「習い事」「学校（クラブ活動など）」「公園・広場」の割合が減少した。一方で「学童保育」については困窮度が高まるにつれて割合が増える傾向にあった（中央値以上群では 3.2%、困窮度Ⅰ群では 11.6%）。

続いて子どもが誰と放課後を過ごすかを見てみると、困窮度の高まりに沿って「おうちの人以外の大人（近所の大人、塾や習いごとの先生など）」「学校のともだち」「クラブ活動の仲間」と回答する子どもの割合が低くなる傾向にあった。「ひとりである」と答えた割合は困窮度Ⅱ群を除きいずれの群でも 16% 前後であったが、一方、自分の子どもが放課後ひとりで過ごしていると考えている保護者は困窮度を問わず 4%程度であった。すなわち放課後の過ごし方で保護者の認識と実態とがかい離している状況が確認された。

悩んでいることを困窮度の視点から見ると、困窮度と悩んでいることとの関係性に大きな違いは見られなかったが、その悩んでいることを相談する相手として、「親」「きょうだい」を挙げる割合は、中央値以上群では 71.5%に対し、困窮度Ⅰ群では 60.5%だった。また「担任の先生や他のクラスの先生」と回答した割合は、困窮度が高まるにつれて低下し、中央値以上群では 25.4%であったが、困窮度Ⅰ群では 16.3%だった。

保護者の相談相手や相談先においては、困窮度が高まるにつれて「配偶者・パートナー」「配偶者・パートナーの親」「職場関係者」と回答する割合が減少し、「相談できる相手がいない」と回答する割合が増加する傾向にあった（中央値以上群では 1.6%、困窮度Ⅰ群では 8.7%）。

また世帯種別に関しては、母子世帯では「困ったときの相談相手がいない」と回答する割合が10.5%と世帯構成別の中で最も高かった。

地域社会に相談相手がいる場合はいない場合に比べて、家の手伝い、学校の話や「ほとんど毎日する」の割合が高かった。

以上、保護者の生活環境の違いから、子どもの日常生活の違いや対人関係の違いが生じてしまうことから、早期に保護者の生活が豊かになるよう、すべての子育て家庭への支援（例えば親支援の導入、家庭教育支援の導入）や必要な家庭に早期段階からサービスが届くよう、機関と機関、制度、サービスがつながる仕組み作りが必要であることが示唆されたといえる。

#### 4) 政策的課題のまとめ

以上、経済的資本、ヒューマン・キャピタル、ソーシャル・キャピタルの3つの領域ごとに本市の特徴と政策的課題を述べてきた。3つの領域は、それぞれ独立する項目ではなく、互いに関連し、影響を及ぼしあい、重複しているともいえる。改めてそれらをまとめて政策課題を述べる。

重要なのは、経済的支援策と学習支援や子ども食堂など子どもの「居場所」支援を車の両輪として同時に進めることである。子どもの貧困は、「見えない貧困」とも表現されるが、経済的理由によるさまざまな経験の調査結果によれば、家賃滞納、国保の滞納や税の滞納など、さまざまな生活困窮のサインは、子どもあるいは保護者から出されているといえる。それら生活困窮のサインを見逃さずに、子どもの支援策に確実につなげる仕組みが必要である。地域において、各関係機関、NPO等が子どもと保護者に関わるなかで気づいた生活困窮のサインを情報共有し、支援につなげていくことが求められている。

以下、包括的に5点にまとめて提案する。生活基盤となる経済的支援、家庭教育支援、その上で多様な社会経験と学習支援、これら3点をつなぐ仕組みが必須である。

① 生活基盤づくり：所得保障制度の充実や雇用環境の改善が求められる。これらは、国に対する要望、また企業への意識の醸成なども検討すべきである。生活保護受給者やひとり親等を雇用した場合のトライアル雇用奨励金の積極的活用や自治体のホームページに優良企業として掲載するなどインセンティブを設けて、企業と協働で作り上げていくことが求められる。また、正規雇用でありながら困窮度Ⅰ群に含まれるものも明らかになり、最低賃金の引き上げや企業への指導の徹底なども国への要望として挙げられる。

以下の③とも関連するが、今回の調査において、困窮度Ⅰ群でありながら、制度やサービスを利用できていない家庭が存在することが明らかになった。制度利用に伴う抵抗を軽減する努力と制度の周知徹底が必要である。生活基盤に欠かせない現金給付の改善、新たな制度の創出（たとえば、子育て世帯に対する住宅手当等）など、国に要望するとともに、自治体レベルで実施可能なこともあわせて検討すべきである。医療費負担軽減策としての現物給付は、さらなる検討を進めることを期待したい。また、海外の取り組み事例などを参考にした養育費確保の取り組みなど、それらを根拠づける条例等の策定も求められる。

② 家庭基盤づくり：学習支援のみならず、基盤となる家庭教育支援は必須である。すべての家庭にお

いて、冒頭に掲載した法律にあるように、経済的状況に左右されることなく、子どもの最善の利益に基づいてケアされる家庭環境を作ることを、自治体として総力をあげて取り組む必要がある。乳児の全戸訪問から、家庭教育支援（国の補助事業）として義務教育年齢まで継続することも求められる。入学時、進路選択時などの機会をとらえてすべての家庭に子どもの成長と発達に必要なことを伝える機会を作ること、学校において家庭教育支援講座や保護者が気軽に立ち寄れる居場所を作る（他地域でコミュニティ・スクールとして実施あり）など、当たり前の家庭生活を送れる環境を社会的責任として創出する必要がある。ユニバーサル型として、予防も含めてすべての家庭に必要な一般施策と個別のニーズを有する層を対象にした施策の両面が必要である。

- ③ 制度やサービスを確実に届けるための仕組み作り：乳幼児の健診のように全数把握できている部署との連携、協働が必須である。また、就学後に、全数把握を可能にする一つの選択肢は、学校である。学校において、校内の専門職が入った形で経済的リスクの早期把握も含めたスクリーニング会議の創設（文科省 2017）、関係機関と学校、地域との連絡会の創設が必要である。実施の有無によって子どもの将来に格差が生じないように、必須設置にする必要がある。スクリーニングで支援が必要な家庭が把握され、支援につなぐ場合に、様々な工夫が必要である。公的機関（学校含む）への抵抗感がある場合も少なくない。その際、地域で活動している人材（家庭教育支援による地域人材含む）や同じ子育てをしているグループなど、地域性や当事者性を尊重にした支援展開を検討することも考えられよう。例えば、親支援として、若年出産の課題をあげたように、出産と同時に親支援プログラムの実施、親同士のつながりづくりなども必要である。自治体として、子どもも保護者も制度やサービスを受けることが当たり前の権利であり特別でないことを示すことが重要である。
- ④ 文化活動、読書、異なる世代の人との交流など様々な要素を含んだ居場所の創設：今回の調査において所得によって子どもの放課後の生活環境に差がみられた。経済的基盤によって差が生じることなく、子どもが多様な体験ができ、その生活を豊かにする必要がある。そのためには、セーフティネットとして、誰もが通う学校を拠点にした、教師以外のさまざまな支援者や支援事業の投入（子ども食堂、学習支援などの居場所含む）をモデル的にでも策定することを検討すべきである。これは内閣府子どもの貧困対策の大綱の議論とともに提案された学校プラットフォームの本格化への取り組みである。学校を拠点としたこうした取り組みに加えて、地域においても居場所づくり支援が求められる。
- ⑤ 支援者共通の指標づくり：子どもにかかわるすべての部署が共通して持つ指標を示すことが必要である。そして保護者が子どもに向き合っていくことができこそ、子どもも学習に向かい、社会に向かっていくことができること、保護者が子どもに向き合っていけるような支援の重要性を明確化する必要がある。子どもの貧困対策のために、目標、ターゲット、支援内容、効果、これを明確に示し、エビデンスに基づく評価を今後も重ねていく必要がある。そのことを各自治体に周知徹底し連携することが重要である。国、他の都道府県、府内市町村との連携、協働は、今後も期待したい。

最後に、今後の実態調査に関する課題として3点挙げておわりとする。

第一に、今回、他の自治体に例のない大規模調査を府内複数自治体と共同実施するという方法をとつ

たが、これだけの大規模データの詳細な分析については、複数年時間を必要とする。また、本調査では、はく奪指標について先行研究を援用しながら作成したが、市民の声の普通の暮らしからピックアップするなどの方法も調査方法の課題として挙げられる。

第二は、実態調査をこの1回で終わらせることなく、施策の効果測定の意味も含めて、今後、継続して実施することが必要だと考えられる。

第三に、子どもや保護者など当事者の声を直接聴く取り組みも今後検討が必要であろう。

#### 参考文献

- ・耳塚寛明（2013）『平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』文部科学省委託研究国立大学法人お茶の水女子大学、88.
- ・文部科学省（2017）「児童生徒の教育相談の充実について」（スクールソーシャルワーカーのガイドライン含む）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm)
- ・所道彦（2015）「9章イギリス」埋橋孝文・矢野裕俊編著『子どもの貧困／不利／困難を考える』ミネルヴァ書房、189-203.
- ・山野則子・三沢徳枝（2015）「学習支援プログラム参加者の状況を視野に入れた支援の可能性ーアセスメントシートの分析からー」『社会問題研究』第64号（通算第143号）、大阪府立大学人間社会学部社会問題研究会、47-57.

## IV 資料編

